

独立行政法人国立病院機構における医療費未収金の督促業務について

ア 制度・業務の現状

業務の目的・概要及び具体的実施方法等

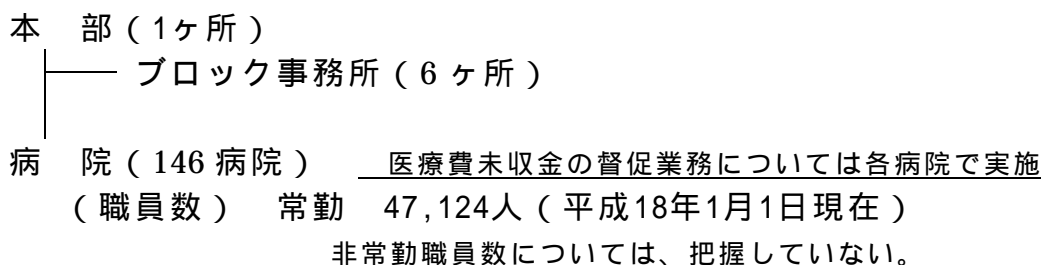
業務実施フロー図（別添1）

現行において、国立病院機構の職員である公務員でなければできないとする特殊事情はない。

弁護士法第72条により、今般要望のあった督促業務は弁護士・弁護士法人には認められており（逆に非弁護士には禁じられている）、公務員でなければいけないというものではない。

業務実施に当たっての全体の組織体系

国立病院機構全体図



病院の組織図（別添2）

業務量に関する指標の実績

平成18年7月末現在の医業未収金（患者負担分）

件数 延べ約44,000件

金額 約4,500百万円

配置人員

督促業務のために、常勤職員を専属には配置していない。

（参考） 病院 電話、文書による督促：1日1～2時間程度

業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概況

現行において、当該業務について、国の行政機関等の職員である公務員でなければできないとする論拠となる規制はない。

イ 業務の廃止又は公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要

(ア) 共通事項

医療費未収金の管理回収業務は、現行の債権管理回収業に関する特別措置法の対象外とされているものであるが、国立病院における医療費未収金の管理回収のみを国の行政機関等の責任と負担のもとに実施しなければならない特別な事情はなく、債権管理回収業に関する特別措置法で規定する特定金銭債権に医療費未収金が追加されれば民間の医療機関同様、債権管理回収業者へ委託することができることになるものと考ええる。

あくまで今回の要望は、債権管理回収業に関する特別措置法で規定する特定金銭債権に医療費未収金を追加することであると考えている。

(イ) 国の行政機関等の公共サービス

D 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を含めて民間開放が不可能又は不相当と考えるもの

現行の規制に関する法令等の必要性・妥当性

(法令の解釈は当該法令所管省庁で行うものとするが、)患者、患者家族等の経済的不安定な地位におかれている者に係る債権に対しての債権回収業者への委託については慎重に判断する必要があると考える。

「公共サービス改革基本方針」5頁 ~ それぞれの視点に留意した上で の官民競争入札等の対象としない理由

医療費未収金について、民間病院の分は規制をかけたまま、国立病院関係の分だけを特定金銭債権として規定した場合、官民で不公平感が生じるのではないかと考える。

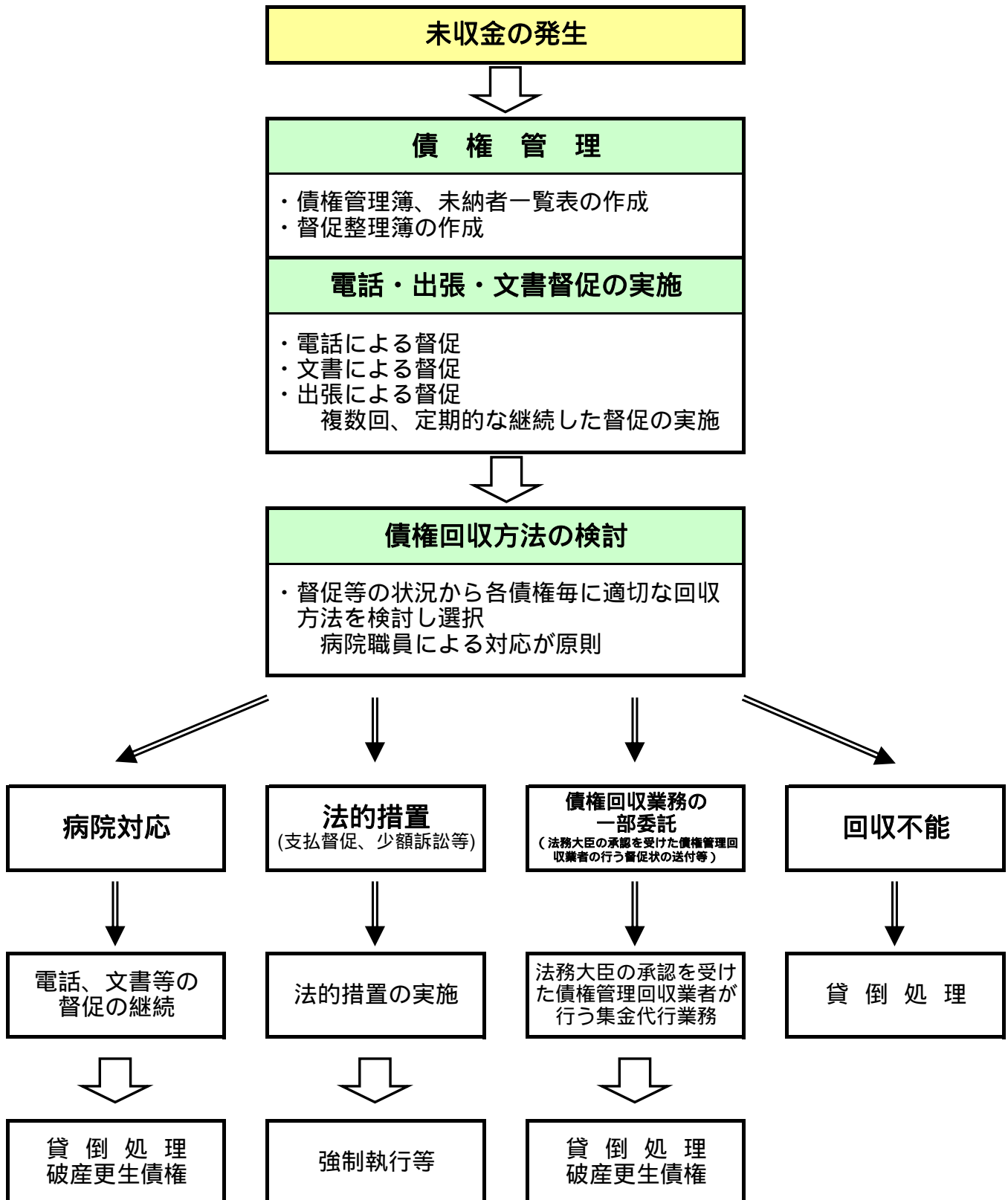
医療費という特性から、国立病院の債権のみに債権回収の専門家により強制的に督促等を行うこととした場合、社会的批判を招きかねないのではないかと考える。

なお、独立行政法人国立病院機構においてはクレジットカードによる支払いを進めるなど、未収金にならないような工夫を講じている。

ウ 外部資源の活用状況

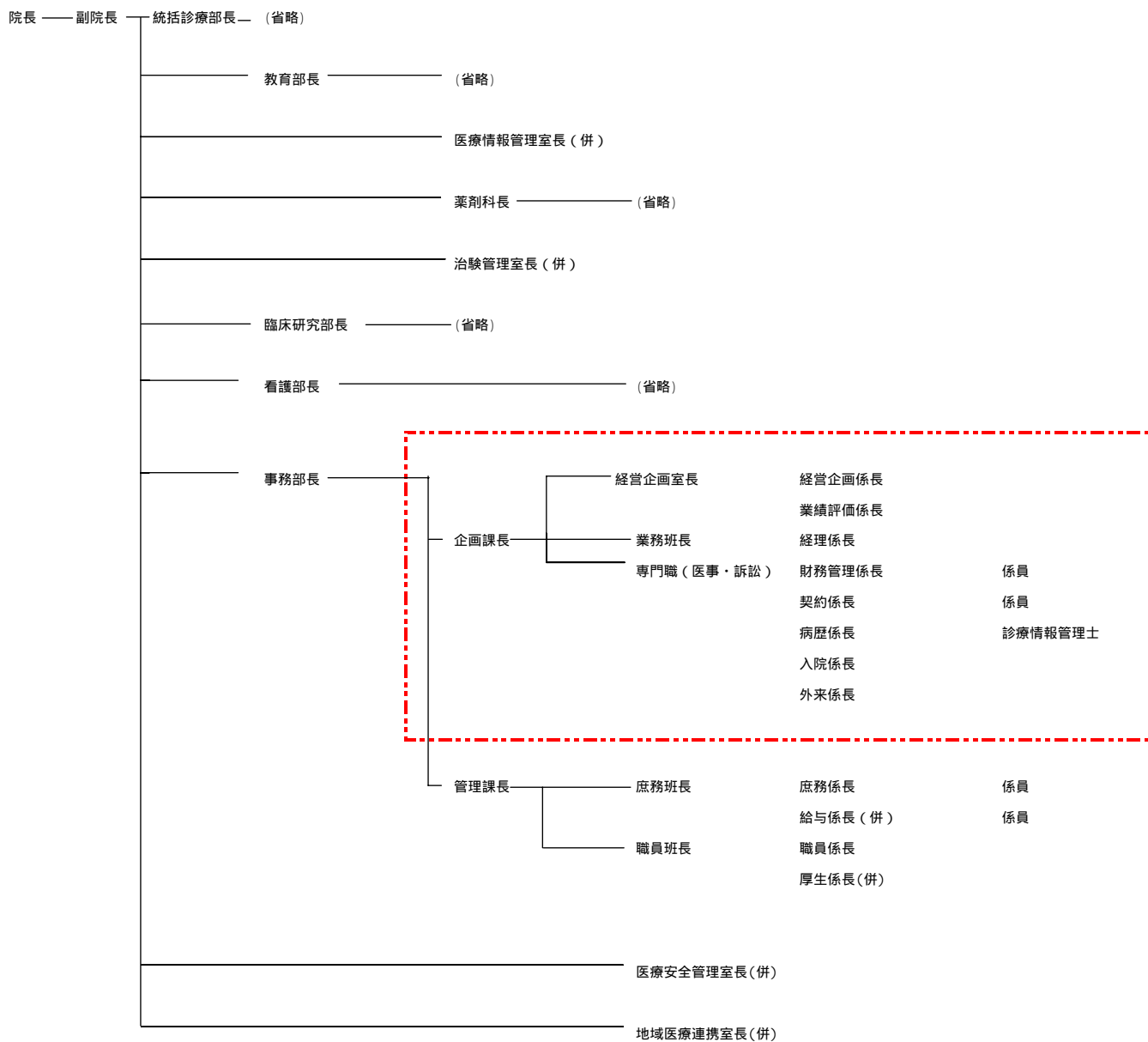
弁護士法による規制があり、外部委託ができないため行っていない。

国立病院機構における債権回収の主な流れ



一連の取扱いについては、各病院において対応。
ただし法的措置については、国立病院機構（理事長名）において行う。

国立病院機構 病院 組織図



労働保険の徴収業務について

1 労働保険の概要

(1) 労働保険とは

「労働保険」とは、労災保険(労働者災害補償保険)及び雇用保険を総称したものの。労働保険は、原則として、労働者を1人以上雇用するすべての事業に適用される。労働保険の適用事業数 約297万(平成17年度末)

(2) 労働保険料

保険料は、原則として労災保険及び雇用保険一体の労働保険料として徴収。保険料額は、事業主が労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて算定。

労働保険料 = 事業全体の賃金総額 × 保険料率(雇用保険料率 + 労災保険料率)

〔 労災保険料率 事業の種類により、4.5 / 1,000 ~ 118 / 1,000
雇用保険料率 19.5 / 1,000(一般の事業)、21.5 / 1,000
(農林水産、清酒製造の事業)、22.5 / 1,000(建設の事業) 〕

労働保険料の負担は、以下のとおり。

労災保険 全額事業主負担

雇用保険 失業等給付部分は労使折半、雇用保険三事業部分は全額事業主負担

2 労働保険の徴収業務

労働保険の徴収業務は公権力の行使に当たる業務である。

労働保険の徴収業務は、事業主が納めるべき保険料を職権により決定したり、立入調査や強制徴収(滞納処分)を行う等、国民の権利・義務に直接影響を及ぼす公権力の行使に当たる業務であるため、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす必要。

業務の概要

(1) 労働保険料の申告書受理・審査・保険料の徴収

事業主から提出された申告書を受理・審査し、保険料を徴収。

(2) 督促・滞納処分

納付期限までに保険料が納付されない場合、督促。

督促を受けた事業主が期限までに保険料等を払わない場合、財産調査を行い、差押え等の滞納処分を実施。

(3) 算定基礎調査

申告内容に疑義のある事業所等を調査し、職権により正しい保険料額を決定(認定決定)。

3 外部資源の活用状況

公権力の行使以外の業務については民間活力を活用している。

公権力の行使に当たる業務については、政府が直接に関与し、明確かつ十全に運営責任を果たす必要があるが、それ以外の業務については、業務の効率化を図るため、民間活力を活用。

(1)これまでの取組

事業主団体の活用(労働保険事務組合制度)

厚生労働大臣の認可を受けた事業協同組合、商工会等の事業主団体が、中小事業主の委託を受けて労働保険関係の諸手続、保険料の申告・納付等を実施できる制度を設け、中小事業主の事務負担を軽減することにより、適正な申告・納付等を推進(労働保険徴収法第33条～第36条)。

事務組合数:11,159組合、委託事業所数:約134万事業所、委託率45.34%

年度更新申告業務における民間活力の活用

年度更新申告業務が集中する時期に、申告書受付業務等に社会保険労務士等民間人を活用。

(2)今後の取組

平成19年度以降、公権力の行使に当たらない以下の業務について順次民間委託を実施。

年度更新説明会の設営業務

年度更新申告書の発送業務

年度更新申告書のOCR入力業務

督促状発行業務(労働局がリストアップした事業所への督促状の送付業務)

4 労働保険の徴収事務の流れ

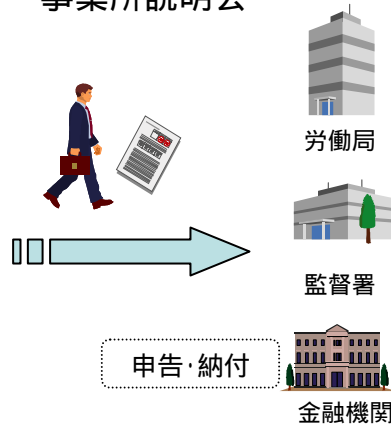
年度更新

当年度概算保険料及び
前年度確定保険料の申告

概算保険料の納付及
び確定保険料の精算

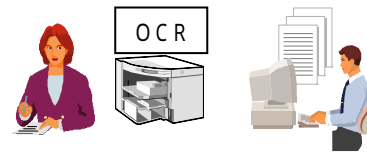
(毎年1回:4月1日~5月20日)
都道府県労働局、労働基準
監督署、金融機関等で受付

- ・申告書の印刷・送付
- ・事業所説明会



申告書の受理・内容審査
申告書のOCR入力
保険料収納

- 申告に誤りがないか審査し、
保険料額を確定
- ・申告書の受付
 - ・申告書の内容審査
 - ・申告書のOCR入力、
編綴・保管
 - ・保険料の収納



受付・内容審査

督促

- 期限までに納付され
ない場合、督促状を
送付
- ・督促状の送付対象
事業場を決定
 - ・督促状を発送
 - ・納付督促

滞納整理

- 督促に応じない場合、
滞納整理を行う。
- ・財産調査
 - ・滞納処分(差押等)

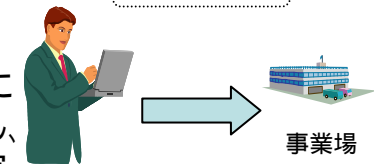
算定基礎調査

未申告事業所、申告内容に
疑義のある事業所を調査し、
職権により保険料額を決定
(認定決定)

- ・調査対象事業所の選定
- ・調査の実施
- ・保険料額の決定、通知



督促状の送付

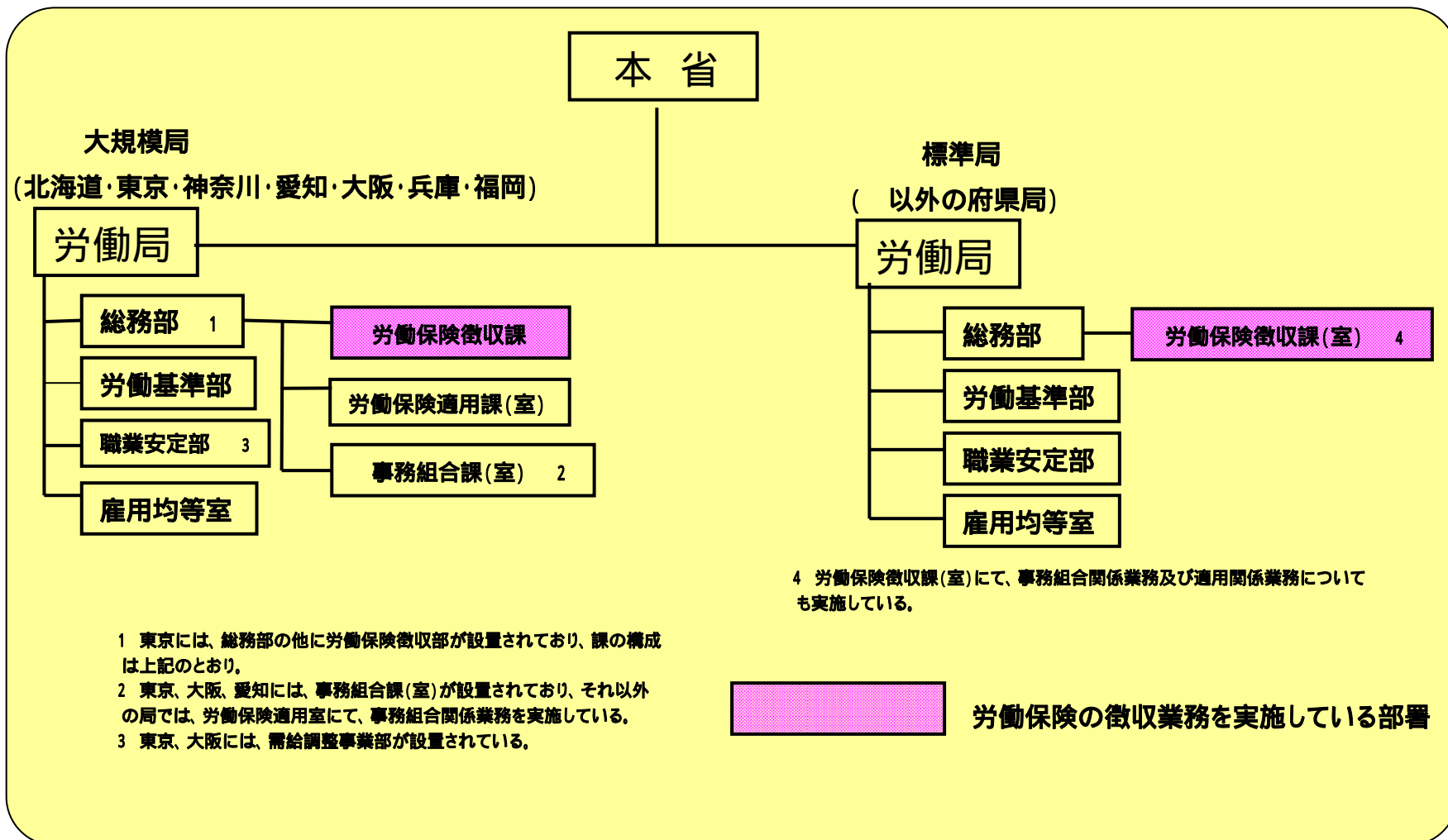


滞納処分

印 公権力の行使に該当しない業務であるため
民間委託等を行うもの(予定も含む)。

5 業務実施体制

各都道府県労働局(47局)の労働保険徴収担当課(室)が、労働保険の徴収業務を実施している。



6 業務量に関する指標の実績

(1) 業務指標関係(平成17年度)

適用事業数: 297万事業
保険料申告書受付・審査件数: 196万件
督促状発行件数: 27万件
算定基礎調査件数: 4万件
徴収決定済額: 4,069,378百万円
収納済歳入額: 3,982,442百万円
収納率: 97.86%(/)

(2) 人員・予算(平成18年度)

人員

ア 常勤職員

約650人
(都道府県労働局・労働基準監督署において労働保険の徴収業務に従事する職員数)

イ 非常勤職員

約1万4千人日(年度更新申告が集中する時期に申告書受付業務等に従事)

予算

約419億円
(労働保険料の徴収及び労働保険事務組合に関する事務に係る業務取扱費)

7 官民競争入札等の対象とすることへの考え方

労働保険の徴収業務は公権力の行使に当たる業務であること等から、官民競争入札等の対象とすることは適当でない。

労働保険の徴収業務は、

滞納処分や立入調査等による保険料の職権による決定など、行政処分を伴い、国民の権利義務に直接影響する公権力の行使を行う業務であることから、国が行うべき、

収納率が97.86%(平成17年度)と高く、滞納事業主への対応は滞納処分を見据えて行う必要がある、

公権力の行使に当たらず、国民の権利義務に直接影響を及ぼさない業務については、外部委託を進めることとしており、業務の質の向上と経費節減がなされている、

ことから、官民競争入札等の対象とすることは適当でない。

なお、労働保険の徴収業務を民間事業者が担う場合には、

事業所に関する情報を民間事業者に提供する必要があるが、この場合、その事業所情報を厳格に管理させる必要があること、

当該民間事業者の保有債権と労働保険料債権の間で利益相反が生じるおそれがあること、

行政処分の対象とする基準を公にすることにより、事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあること、

も念頭に置く必要がある。

業務の実施を規制する現行法令及び関連条項(参考)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)(抄)

(労働保険料)

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料(以下「労働保険料」という。)は、次のとおりとする。

一 一般保険料

二 第一種特別加入保険料

三 第二種特別加入保険料

三の二 第三種特別加入保険料

四 印紙保険料

(督促及び滞納処分)

第二十六条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(徴収金の徴収手続)

第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険事務組合)

第三十三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないものを除く。以下同じ。)は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主(厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。)の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項(印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。)を処理することができる。

- 2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- 3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体(以下「労働保険事務組合」という。)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 4 厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令(以下「労働保険関係法令」という。)の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

(労働保険事務組合に対する通知等)

第三十四条 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五条 第三十三条第一項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十六条第三項(労災保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十二条の三第二項の規定及び雇用保険法第十条の四第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

(帳簿の備付け)

第三十六条 労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類(その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)の検査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労災保険法第三十五条第一項に規定する団体が第三号又は第四号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一・二 (略)

三 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

四 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第四十七条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四十二条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

三 第四十三条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合